奈良県の地震

【奈良県の地震活動図】

震央分布図と断面図

【奈良県地震概況】

【地震一口メモ】

「南海トラフ地震臨時情報」について２／３

「奈良県の地震」は、奈良地方気象台における地震調査の一環として県内の地震活動状況を的確に把握し、きめ細かい防災対策に資するため 1989 年１月より月１回発行しています。「奈良県の地震」は、上記の項目で構成し、適宜地震解説資料や用語解説等を掲載します。

※本資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成している。また、2016 年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点(河原、熊野座)、2022 年能登半島における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点(よしが浦温泉、飯田小学校)、2025 年トカラ列島近海における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点(平島、小宝島)、EarthScope Consortium の観測点(台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東)のデータを用いて作成しています。

※震度データは、気象庁の震度計の観測データに併せて地方公共団体、及び国立研究開発法人防災科学技術研究所から提供されたものを掲載しています。

※この資料の震源要素及び震度データは、再調査されたあと修正されることがあります。

奈良地方気象台

2026 年 10 月

本誌の過去分は奈良地方気象台ホームページでご覧いただけます。
URL：https://www.data.jma.go.jp/nara/jisin/jisin.html

【奈良県の地震活動図】

震央分布図と断面図

震央分布図（左上）は、地震が発生した場所を地図上に表し、記号の大きさで地震の規模（マグニチュード、M とも表記）と記号の種類で震源の深さを表しています。また、紫色の線は地震調査研究推進本部による主要活断層帯を表しています。南北方向の断面図（右上）と、東西方向の断面図（左下）で地震の垂直分布を表し、これらにより地震の発生状況と規模が把握しやすくなります。

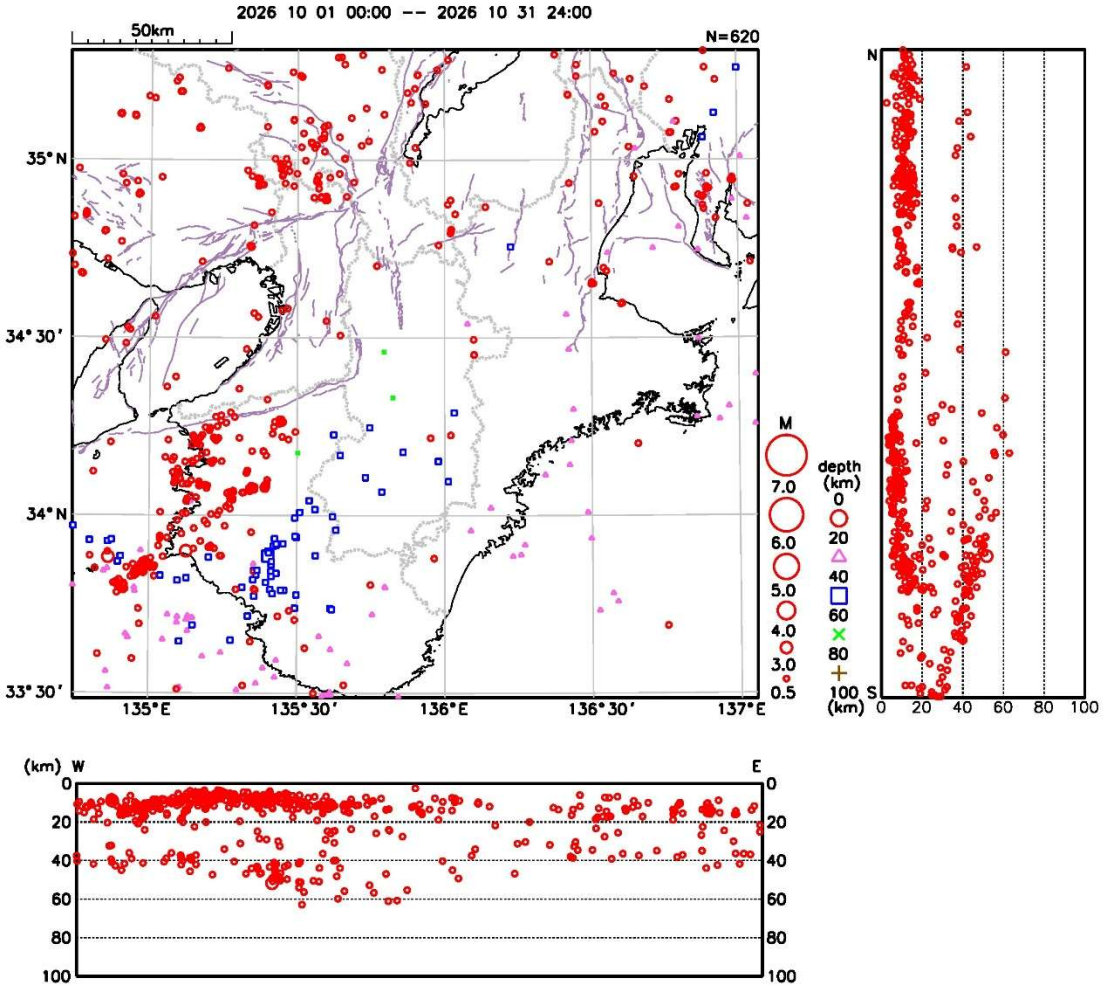

【奈良県地震概況】

奈良県内で、10 月に震度 1 以上を観測した地震はありませんでした。

【地震一口メモ】

「南海トラフ地震臨時情報」について２／３

今月は、南海トラフ地震に関連する情報の種類、南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードについて説明します。

○南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震に関連する情報」には「南海トラフ地震臨時情報（以下、臨時情報と記述）」と「南海トラフ地震関連解説情報（以下、関連解説情報と記述）」の二つがあります。臨時情報は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどをお知らせする情報です。情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表します。

政府や自治体は、キーワードに応じた防災対応を呼びかけますので、情報のキーワードに注目し、呼びかけられた内容に応じた防災対応をとってください。

関連解説情報は、臨時情報を発表した後の状況の推移等をお知らせする場合に発表されます。

表　上：「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件
**　　下：「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件**

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（**注釈1**）の地震（**注釈2**）が発生 ・１カ所以上のひずみ計（**注釈3**）での有意な変化（**注釈4**）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（**注釈4**）が観測され、想定震源域内のプレート境界（図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり（**注釈5**）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（**注釈6**）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（**注釈2**）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

注釈1 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めたマグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

注釈2 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

注釈3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県、香川県に設置されたひずみ計を使用します。

注釈4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを１～３として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されています。具体的には、

レベル１：平常時のデータのゆらぎの中の１年に１～２回現れる程度の値に設定。
レベル２：レベル１の1.5～1.8倍に設定。
レベル３：レベル１の２倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル３の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル１以上の変化を意味します。

注釈5 南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から１年程度の間隔で、数日～１週間程度かけてゆっくりとすべる現象（短期的ゆっくりすべり）が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

注釈6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

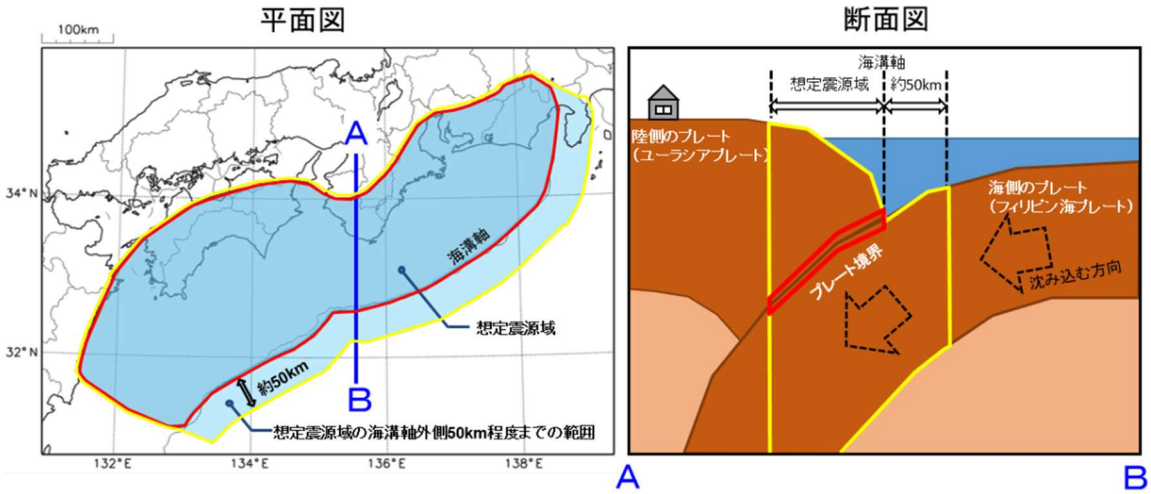

図　想定震源域内(科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013))のプレート境界部(図中赤枠部)と監視領域(想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部)

次回は、臨時情報が発表されたときの防災対応や、南海トラフ地震に関連する情報の情報発表の流れ、および情報に関する留意事項について説明します。